

令和4年11月21日

第11回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日
令和4年11月21日（月） 午前9時01分

2 場 所
曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員
2 番 〇〇〇〇〇 , 3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
財部分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日
令和4年11月21日（月） 午前11時10分

令和4年第11回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 106 号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第 107 号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第 108 号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第 109 号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第 110 号 | 非農地証明願について |
| 議案第 111 号 | 農地の用途変更届（200 m ² 未満）について |
| 議案第 112 号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第 113 号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第 114 号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |

(2) 報告第11号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第11回農業委員会総会

令和4年11月21日（月） 午前9時01分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第11回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番○○○○○委員、3番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第106号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉88号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人は、志布志市に居住されていますが、申請地まで車で20分程度という事で、通作距離については、営農に支障はないと思います。また、申請地の近くに娘家族がおり、対価が周辺農地に比べて高額ですが、価格については、渡人と受人の協議の上での価格である事から、やむを得ないと思います。なお、受人に転用の意思はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号末吉89号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親子の関係でございます。受人の住所が鹿屋市ですが、申請地まで高速を使えば35分という事で、通作距離は営農に支障ないと思います。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えますが、10670-1については、飼料作物の貸付契約がある事から不許可という事で意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

受理番号大隅90号について、11月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親子であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稲、畑には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

受理番号大隅91号について、11月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ユズ及び大根、キューイフルーツを作付けする予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。また、末吉から距離があるんですが、元実家がすぐ近くにありまますので、実家の方に機械等は揃っております。現在、ユズを8反ぐらいされていて、65歳になったから手を上げていきたいという事でした。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

受理番号大隅 92 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人の住所が鹿屋市ですが、申請地まで車で 30 分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には甘藷、生姜、大根等を作付けする予定で、田には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○4 番委員（○○○○○）

88 号から 92 号の中で贈与以外の案件で、売買に至った経緯が解れば教えてください。

○推進委員（○○○○○）

88 号ですが、娘さんが横に家を造られていて、その隣にある畑で甘藷等を植えたいという事でした。

○8 番委員（○○○○○）

92 号ですが、元々、○○○○○さんの実家が畑の周辺にありまして、鹿屋から通って耕作されていた訳ですが、今度、取得される農地を○○○○○さんが買われて耕作されていた訳ですが、今回、親の代が耕作していた農地を取り返したいという事で申請に至ったという事です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○4 番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 106 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、末吉 89 の 10670-1 を除いて許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、末吉 89 の 10670-1 を除いて、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 107 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 54 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野十文字自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西が畑と宅地、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、堆肥舎・農機具倉庫・ロール置場を既に設置しており確実だと思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、堆肥舎・農機具倉庫・ロール置場を設置する面積 377 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので、汚水はオガクズと堆肥化処理するので適当だと思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、堆肥舎・農機具倉庫・ロール置場を整備しており、農地への復元も困難である為、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみま

○推進委員 (○○○○○)

○9番委員 (○○○○○)

○8番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 58 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、境
迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が山林、南が畑、北が畑であ
ります。目的実現の確実性は、農業用倉庫兼選定場を設置する具体的計画があり実現確実と思いま
す。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫兼選定
場を設置する全体面積 195 m²は、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等につ
いては、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと
思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結
果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計

画指定用途に該当し、農業用倉庫兼選定場を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 59 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、元切通自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで宅地と畑、西が田、南が雑種地と原野、北が水路と道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、養豚関連施設である離乳舎 1 棟、育成舎 2 棟、飼料タンク 1 基、尿層 1 基を建築する具体的計画がある事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 775 m²に離乳舎 1 棟、育成舎 2 棟、飼料タンク 1 基、尿層 1 基を建築しようとするもので、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は、自然流下、し尿については、堆肥舎での堆肥化处理と尿層からのバキューム吸い上げ後、浄化槽処理を行うため適当と思います。被害防除につきましては、周囲に緩衝地を設ける為、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、隣接地で養豚業を営んでいますが、100 頭程度の増頭を計画しており、今回、規模拡大のため、離乳舎、育成舎等を新築するもので、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 107 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 108 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 61 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設該当し、堆肥舎・農機具倉庫・ロール置場にしており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 62 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみご報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、牛舎・ロール置場等を整備しており、農地への復元も困難であり、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 108 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 109 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 85 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、森田上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑と宅地、南が畑、北が水路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する全体面積 333 m²であり、自己の住宅 1 棟 76.18 m²を建設する予定であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置し、末吉土地改良区の側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、緩衝地も設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を建設する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 86 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第二種農地の既存施設の拡張に該当し、住宅施設を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 87 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、清津野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が原野、北が田です。目的実現の確実性は、融資証明書の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,488 m²に土砂置場、管理道路等を整備するという事で、同種施設の状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路へ放流する事から適当と思われます。被害防除については、土留工事を行い、緩衝地を設置し、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請地に土砂置場、管理道路等を整備しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、山林については、県への林地開発行為が必要で、その林地開発部分と一体利用するものです。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 88 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が道路を挟んで公園、南が雑種地、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しがあることから確実と思

われます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 966 ㎡に駐車場を整備するもので、周辺同種施設の状況からみても適当であると思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので支障はないと思われます。被害防除については、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域に該当し、駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 109 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 110 号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 13 号について、11 月 10 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、里脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が山林です。目的実現の可能性は、農家住宅・農業用倉庫・庭を設置済みで確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。農家住宅・農業用倉庫・庭を設置する面積 500 ㎡は、同種施設の規模状況からみて適当です。排水については、雨水は、水路側溝へ放流するもので適当だと思います。なお、排水等の流れ込み等はなく、周辺の農地に影響はないかと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、平成 10 年 5 月に農家住宅と農業用倉庫を建築し、20 年以上経過しており、現在も利用しております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。農家住宅と農業用倉庫として 20 年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 110 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 111 号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○8 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 8 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除

末吉 105 号は、成立で、末吉 106 号と末吉 107 号は、継続をお願いします。末吉 108 号は、成立です。

○4番委員（○○○○○）

末吉 109 号と 110 号は、継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉 111 号の 4944 は、中間管理機構の解約を待って成立で、その他は、継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

大隅 112 号は、継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

財部 113 号は、継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部 114 号は、継続をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 9 時 46 分）

（休憩：午前 9 時 56 分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。次に議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定について申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第114号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第114号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第11号合意解約等の報告については、総会資料の27ページから30ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○18番委員（○○○○○）

弥五郎祭りについて

○17番委員（○○○○○）

ファッションショーの協力について

○14番委員（小○○○○○）

マコモだけについて

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

○事務局（○○○○○次長）

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和4年第11回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和4年11月21日（月） 午前11時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員